

令和8年(2026年)3月23日	
所 属	生活安全課
所属長	安田 恵一
電 話	06-6489-6502

## 全国初の助成制度を創設！改正犯罪被害者等支援条例を施行 ～負担軽減に向けた支援の実施～

尼崎市は、平成 27 年 7 月に犯罪被害者等に対する支援を目的に「犯罪被害者等支援条例」を制定してから 10 年が経過し、犯罪被害者を取り巻く状況や求められる支援も変化していることから、令和 8 年 4 月に改正条例を施行します。

同改正では、犯罪被害者やその遺族・家族が一日も早く平穏な生活を取り戻せるよう、特に被害を受けた直後に求められる支援を中心に支援の新設・拡充を実施します。

### 1 新設した支援の概要

新設項目	具体的な内容	金額
性犯罪被害見舞金	不同意性交等の性犯罪被害を受けた場合に見舞金を支給します。	15万円
行政手続等委任費用助成	弁護士等に行政手続等を委任するために要した費用を助成します。	上限5万円
<b>全国初</b> 遺体搬送費用助成	犯罪被害によりお亡くなりになった場合に、ご遺族が遺体搬送のために要した費用を助成します。	上限5万円

### 2 拡充した支援内容の概要

拡充項目	具体的な内容	金額
遺族見舞金	犯罪被害によりお亡くなりになった方のご遺族に支給します。	40万円
重傷病見舞金	犯罪被害により療養に1月以上の期間を要する傷害または疾病を負った方に支給します。	15万円
家事援助費用助成	犯罪被害により家事を行う事が困難となった場合に、家事援助に要した費用を助成します。	上限5万円
育児援助費用助成	犯罪被害により育児を行う事が困難となった場合に、育児援助に要した費用を助成します。	上限12万円
転居費用助成	犯罪被害により居住していた住居に引き続き居住することが困難になった場合に、引越し費用等を助成します。	上限18万円、 2回まで
家賃助成	犯罪被害により居住していた住居に引き続き居住することが困難になった場合に、転居した賃貸住宅の家賃を助成します。	月額家賃の1/2 (ただし、 上限3万5千円) 6月分

### 3 適用開始日

令和8年4月1日(水)以降の申請受付分より適用  
(見舞金については、2年前までの事件を対象とします。)

以 上

# 「新設」した犯罪被害者等支策の詳細について

制定から10年が経過する中で発生した「**新たな課題**」に対応できるよう  
条例改正によって「**新設**」する支援策

## 新たな課題

### 課題 1

#### ◆ 性犯罪被害の潜在化・不十分な支援体制

- ・ 性犯罪被害は潜在化しやすく、被害者への十分な支援につながっていない。

### 課題 2

#### ◆ 煩雑な行政手続が被害者の重い負担に

- ・ 被害直後は精神的な負担もある中、行政手続が被害者の更なる負担になっている。

### 課題 3

#### ◆ 県外からの遺体搬送費の遺族負担

- ・ 県外からの遺体搬送費用は遺族負担となることもある。

## 新設する支援策

### 支援策 1

#### ◆ 性犯罪被害支援策の創設

性犯罪被害見舞金

**15万円**

(不同意性交等の性犯罪被害を受けた場合に見舞金を支給します。)

### 支援策 2

#### ◆ 行政手続の負担軽減

行政手続等委任費用助成

**上限5万円**

(弁護士等に行政手続等を委任するために要した費用を助成します。)

### 支援策 3

#### ◆ 遺体搬送費用の負担軽減

遺体搬送費用助成

**全国初**

**上限5万円**

(県外で犯罪被害に遭いお亡くなりになった場合で、遺体搬送のために要した費用を助成します。)

## 「拡充」した犯罪被害者等支策の詳細について

制定から10年が経過する中で「より実情に合った支援」ができるよう

条例改正によって「**拡充**」する支援策

### 経済的支援

#### ◆遺族見舞金

30万円 → **40万円**

#### ◆重傷病見舞金

10万円 → **15万円**

### 生活関係支援

#### ◆家事援助費用助成

上限25時間 → **撤廃**

市の委託業者  
からの派遣のみ → **上限5万円**

上限額を定め、サービスの提供先の選択肢を民間事業者を含めて拡充

#### ◆育児援助費用助成

上限6回 → **撤廃**

市が実施する  
一時預り保育のみ → **上限12万円**

### 居住関係支援

#### ◆家賃助成

家賃月額1/2（上限3万円）最大6ヵ月 → 家賃月額1/2（上限**3.5万円**）最大6ヵ月

#### ◆転居費用助成

1回あたり上限18万円（1事件につき1回） → 1回あたり上限18万円（1事件につき**2回**）

## (参考) 犯罪被害者等支策の拡充の背景

平成27年7月

犯罪被害者等に対する支援を目的に「犯罪被害者等支援条例」を制定



制定から10年が経過し、  
犯罪被害者等を取り巻く状況や  
求められる支援も変化



令和8年4月

条例改正を実施し、  
特に被害を受けた直後に求めら  
れる支援を中心に見直しを実施

### 犯罪被害者等支援等の見直しにあたって

#### ① 被害者遺族へのヒアリング

犯罪被害者や遺族が直面した問題や  
課題についてヒアリングを実施

##### 意見

- 行政手続等の負担
- 遺体搬送費用などの経済的負担
- 被害者の権利の明文化
- 制度の周知

#### ② 支援団体<sup>※</sup>へのヒアリング

相談・支援を実施している団体から  
課題についてヒアリングを実施

##### 意見

- 性犯罪被害者への支援
- 連携体制の構築
- 日常生活の支援の拡充

#### ③ 学識経験者へのヒアリング

犯罪被害者支援に取り組む  
大学教授へのヒアリングを実施

##### 意見

- 点になっている支援を面的に繋げて  
いく連携の必要性
- 被害後の早期の段階で支援へと繋  
がれるように、制度の周知の必要性

※特定非営利活動法人 性暴力被害者支援センター・ひょうご  
公益社団法人 ひょうご被害者支援センター

## (参考) 連携体制のイメージ

